特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する明細書		事 年	業度	· · · 法/	人名		
特定都市鉄道工事の名称 1			期	首 現 在	類	15	円
特定都市鉄道整備事業計画 の 認 定 年 月 日 2 昭 平 · ·			当	) 年間均等取	ひり りゅうしゅ おりまれる はいまれる はいまれる かられる はいまれる しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はいしょう はいしゅう はいまれる しゅうしゅう しゅう	16	
特定都市鉄道整備 事業計画の期間3 昭平 昭平		!	期	]上以外の場合 : 備 金 取		17	
当期積立額4	円	꺂.	崩	計	лд бя		
積 当期の鉄道事業に係る 旅 客 運 送 収 入 5		期		(16) + (17)		18	
取 特定都市鉄道整備促進特別措置法第6条   度 第1項に規定する積立割合		繰	当	期 積 立(4)	五 額	19	
額 の (5)×(6) 7	円	越	差	引 期 末 現 (15)-(18)+(19)	在. 額	20	
計 積 立 限 度 額 ((7)の金額又は租税特別 措置法施行令第32条の9 第1項の大蔵省令で定め るところにより算定され る金額)		額		引上のうち前期末 &金の額に算入され		21	
積 立 限 度 超 過 額 9		の		á期中において 頁に算入すべ		22	
差引特定都市鉄道整備準備金 (24) 積		計	算	責 立 限 度 超 (9)	過額	23	
限 度 累 業計画に定められた 特定都市鉄道工事に 係る工事費の額		算	美品	特定都市鉄道整備	告 淮 借 仝		
過額の 機度 累積限度額 12   (11)×1/2 12			7	(20) - (21) - (22) - (23)		24	
計 算 累積限度超過額 (10)-(12)			累	積限度超(13)	過額	25	
限度超過額合計 14 (9)+(13)			期末	特定都市鉄道整係 (24)-(25)	備準 備 金	26	

## 別表十二(九)の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で特定都 市鉄道整備促進特別措置法第4条に規定する認定事業

者であるものが、措置法第56条《特定都市鉄道整備準 備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。